

市川市クリーンセンター廃乾電池処理業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という）が発注する「市川市クリーンセンター廃乾電池処理業務委託」に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件 名

市川市クリーンセンター廃乾電池処理業務委託

2. 委託目的

本業務は、市川市クリーンセンター（以下「委託者の施設」という。）に一般家庭等から排出され、委託者の施設に収集及び自己搬入された有害ごみ（以下「廃乾電池」という。）を委託者の施設から搬出し、適正な処理及び再資源化することを目的として廃乾電池の収集運搬及び中間処理（再資源化）の委託を行うもの。

3. 搬出場所

市川市田尻 1 0 0 3 番地 市川市クリーンセンター

4. 委託期間

令和 7 年 6 月 2 日 ～ 令和 8 年 2 月 2 8 日

5. 業務内容

受託者は、廃乾電池を適正に処理し、有用な物質を次に掲げるとおり、収集運搬及び再資源化するものとする。

なお、本仕様書に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を厳守し、業務を履行するものとする。

(1) 廃棄物の種類及び数量

種類 廃乾電池（一般廃棄物）

数量 約 4 0 t （予定）

ただし、保管容器（ドラム缶）の重量は含まないものとする。

なお、上記の数量は予定数量を示すもので、廃乾電池の収集状況により変動するものとする。

(2) 収集運搬及び中間処理の場所・方法

【収集運搬】

受託者は委託者の施設に保管（梱包）してある廃乾電池について、受託者の処理施設まで運行実施計画書に従い、各々が運搬すること。

①受託者の収集運搬車両等は、廃乾電池が破損し、及び飛散しない構造のものとする。

②受託者は収集運搬等に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。

③受託者は収集運搬車両等への積荷作業中、廃乾電池が破損・飛散しないようにすること。

【中間処理】

場所：受託者の処理施設

処理：再資源化（廃乾電池よりマンガン、金属等を回収し再資源化。）

(3) 計量検査

- ①受託者は廃乾電池を搬出するときは、委託者の施設の計量器にて計量検査を受けなければならない。ただし、委託者の計量器が休止している場合は、受託者の計量器にてこれを代えることができる。
- ②収集運搬に使用する車両は、事前に委託者へ届出し、委託者の承認を得るものとする。また、車両の変更等が生じた場合は変更後7日以内に委託者に届出て、同様に承認を得るものとする。
- ③委託者の計量器が休止している場合に使用する受託者の計量器は、事前に委託者へ届出し、委託者の承認を得るものとする。また、受託者の計量器に変更等が生じた場合は変更後7日以内に委託者に届出て、同様に承認を得るものとする。

6. 業務実施日及び時間

- (1)業務実施日 月曜日～土曜日の委託者と受託者で協議した日とする。
- (2)時間 午前9時～午後3時
ただし、特別の事由のある場合はこの限りではないが、午後5時までとする。

7. 提出書類

(1) 作業着手の届出

受託者は本仕様書に記載されている作業に着手する場合、契約後7日以内に着手届（別紙1）を委託者に提出すること。

- (2) 一般廃棄物処理施設設置許可証の写しを契約後7日以内に提出すること。
- (3) 一般廃棄物管理（引受）伝票

受託者は上記計量検査結果を管理（引受）伝票にて管理すること。この場合において、管理（引受）伝票への記載は10kg単位とし、10kg未満は切捨てとする。

(4) 作業報告書

受託者は廃乾電池の収集運搬ならびに処分量を取りまとめ、処理証明書等の業務実績報告書（様式任意）を委託期間終了日までに委託者へ報告すること。

(5) 計量器の校正証明書

受託者は計量器の校正証明書（最新版）を契約後7日以内に提出すること。また、受託者の計量器に変更等が生じた場合には、受託者の変更後の計量器の校正証明書（最新版）を変更後7日以内に提出すること。

(6) 運行実施計画書

契約後7日以内に提出すること。

(7) 作業完了の届出

受託者は本仕様書に記載されている作業が完了した場合、委託期間終了日までに完了届（別紙2）を委託者に提出すること。

8. 安全対策

受託者は、業務の実施に当たって次のとおり安全対策を措置するものとする。

- (1) 運行開始前の車両各部についての道路運送車両法に基づく点検その他交通関係法令に基づく安全対策を措置するものとする。
- (2) 作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必要な対策を講じるものとする。
- (3) 積み込み、運搬、積み下ろしその他業務の安全が図られるように人員を配置するものとする。
- (4) 業務に従事する者に対しては、新規雇用時及び定期的に安全衛生教育を実施しなければならない。
- (5) 業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を委託者及び関係機関に連絡し、その処理については委託者と協議し、責任をもって一切の手続を行うものとする。

9. その他

- (1) 受託者は、業務履行に当たっては、委託者の施設の利用者に危険を及ぼさないように特に注意しなければならない。(別紙3 案内図参照)
- (2) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (3) 受託者は、第三者に対して不快を与えないよう細心の注意を払って業務を履行するものとする。
- (4) 委託者の施設の管理棟内は関係者以外立入り禁止のため、やむを得ず使用する場合は委託者の許可を得るものとする。
- (5) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (6) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (7) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (8) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (9) 業務の履行に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (10) この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。